

V 財政援助団体等監査

習志野市監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項、習志野市監査基準第4条第3号）

2 監査の期間及び対象

（1）期 間 令和6年5月30日から6月24日まで

対 象 一般財団法人習志野市開発公社、公益社団法人習志野市シルバー人材センター、
指定管理者（習志野大久保未来プロジェクト株式会社）

（2）期 間 令和6年8月26日から9月30日まで

対 象 公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団
（旧公益財団法人習志野市スポーツ振興協会、旧公益財団法人習志野文化ホール）
指定管理者
（旧公益財団法人習志野市スポーツ振興協会、社会福祉法人豊立会、社会福祉法人江戸川豊生会）

3 監査を実施した監査委員

福 田 佐知子
斉 藤 賢 治

4 監査の範囲

一般財団法人習志野市開発公社、公益社団法人習志野市シルバー人材センター及び公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団については、

令和5年度の財政的援助に係る財務に関する事務及び事務事業執行状況
（必要に応じて令和6年度及び過年度を対象とする）

指定管理者については、

令和5年度の公の施設の管理に係る財務に関する事務及び事務事業執行状況
（必要に応じて令和6年度及び過年度を対象とする）

5 監査の実施内容

一般財団法人習志野市開発公社、公益社団法人習志野市シルバー人材センター及び公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団については、予め提出を求めた監査資料、財務諸表等に基づき、出納その他の事務を主体に、経営状況等について関係職員より説明を聴取しつつ審査を行い、監査を実施した。

指定管理者については、予め提出を求めた監査資料、事業報告書、財務諸表等に基づき、公の施設の管理状況等について関係職員より説明を聴取しつつ審査を行い、監査を実施した。

6 監査の着眼点

財政的援助団体

- (1) 補助金等が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適切か。
- (3) 補助金の経理は適切になされているか。

出資団体

- (1) 出資目的に沿った事業運営が適正に行われているか。
- (2) 予算書、決算書など財務諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 会計経理、財産管理は適切になされているか。

公の施設の指定管理者

- (1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。

第2 監査の結果

<財政的援助団体、出資団体>

一般財団法人 習志野市開発公社

1 事務事業の概況

開発公社は、習志野市が策定した総合的な開発計画及び都市計画に基づいて、その実施のために必要な土地及び建物その他の取得造成、処分その他の関連事業を行い、もって習志野市の発展と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されている。

令和5年度中は市からの受託事業として、都市計画道路3・4・8号線にかかる用地を2件先行取得した。

独自事業では、賃貸ビル事業として賃貸ビル5棟の賃貸、駐車場事業として総収容台数1,170台の運営等を行っている。

2 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

公益社団法人 習志野市シルバー人材センター

1 事務事業の概況

シルバー人材センターは、設立目的に則り、高齢者の就業に関する情報の収集及び提供・相談、就業機会の開拓及び提供、高齢者に対する簡易な仕事に関する知識又は技能の付与を目的とした講習会等を実施している。

また、社会貢献に資するため、高齢者を対象としたスマートフォン講座を実施したほか、会員を対象とした健康イベントを実施した。

2 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

公益財団法人 習志野市文化スポーツ振興財団 (旧 公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会)

1 事務事業の概況

スポーツ振興協会は、スポーツ施設の整備拡充とその効果的運営管理並びにスポーツ振興に関する事業を推進し、市民一人ひとりが生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現に寄与することを目的として設立されている。

事業は、各種スポーツ教室を習志野市教育委員会と共催で開催するとともに、施設利用者の技術指導を行っている他、独自事業としてスポーツ大会や地域交流イベント等を実施している。

2 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

公益財団法人 習志野市文化スポーツ振興財団 (旧 公益財団法人 習志野文化ホール)

1 事務事業の概況

公益財団法人習志野文化ホールは、習志野市習志野文化ホールを管理運営するとともに文化芸術事業を行い、もって市民の文化芸術の振興に寄与することを目的として設立されている。

事業はモリシアホール貸館事業、メロディー基金事業、芸術文化協会の事務局等である。その中で、モリシアホールは、文化ホールの補完的施設として文化団体や民間事業所の展示会、発表会、会議、リハーサル等多目的に使用できる会場として幅広く利用されている。

2 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

<指定管理者>

習志野大久保未来プロジェクト株式会社

1 事務事業の概況

習志野大久保未来プロジェクト株式会社は、PFI法に基づく特定事業である、大久保地区公共施設再生事業を実施するために設立された特別目的会社であり、「大久保地区公共施設再生事業 事業契約書」に基づき、生涯学習複合施設プラッツ習志野の管理運営を行っている。

令和5年度の事業実施状況は、市民ホール、公民館、体育館等の使用許可の他、民間公共的事業として、芸術鑑賞事業、文化教育事業、スポーツ健康増進事業の各種イベント等を開催した。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

公益財団法人 習志野市文化スポーツ振興財団 (旧 公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会)

1 事務事業の概況

公益財団法人習志野市スポーツ振興協会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市スポーツ9施設（袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実籾テニスコート、秋津テニスコート、秋津サッカー場、秋津野球場、茜浜パークゴルフ場及び芝園テニスコート・フットサル場）の管理運営を行っている。

習志野市スポーツ9施設を安全かつ快適に提供するため、施設の維持管理及び各事業を行っており、指定管理者の自主事業として、スポーツ塾、施設イベント、スポーツ大会を実施している。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次に記載の注意指導事項を除き、法令に適合し、正確に行われていると認められた。

注意指導事項

(1) 契約事務について

令和5年度中に締結した秋津サッカー場の施設維持管理業務委託の契約金額は22,192,500円であった。

また「習志野市スポーツ振興協会（内規第4）理事会運営規程に関する規程」（団体名称は令和5年度当時）によると、予定価格2,000万円以上の業務委託契約は理事会の議決に

付すか、理事長の専決処分にて契約を締結した後に理事会で報告を行うこととされている。

しかしながら、当該契約についてはどちらの処理も行われていなかったことが判明した。

契約締結に関する最終的な権限が理事会にある以上、その付議ないしは報告の手続きを欠くことは契約そのもの及び契約の相手方の法的安定性を損ないかねない不備であったと見なさざるを得ない。

本監査において令和6年10月中に開催される理事会にて頭書の契約及び令和6年度分の同契約について報告を行う旨答弁があったところであるが、次年度以降の手続きについても同規定の遵守に努められるよう、改めて注意指導事項として通知するものである。

社会福祉法人豊立会

1 事務事業の概況

社会福祉法人豊立会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市東部保健福祉センター（高齢者福祉センター芙蓉園及び東部デイ・サービスセンター）の管理運営を行っている。東部デイ・サービスセンターは利用料金制となっている。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

社会福祉法人江戸川豊生会

1 事務事業の概況

社会福祉法人江戸川豊生会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市立養護老人ホーム白鷺園及び習志野市立白鷺園デイ・サービスセンターの管理運営を行っている。両施設は利用料金制となっている。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。